

2023年11月22日

各 位

会 社 名 株式会社豊和銀行代表者名 取締役頭取 権藤 淳 (コード番号 8559福証) 問合せ先 取締役総合企画部長 浜野 法生 (TEL 097-534-2611)

第三者割当によるF種優先株式発行、 E種優先株式(自己株式)の取得、 資本金及び資本準備金の額の減少並びに 臨時株主総会招集等に関するお知らせ

株式会社豊和銀行(取締役頭取 権藤 淳)(以下「当行」といいます。)は、本日開催の当行取締役会において、以下の事項について決議いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

- ① 第三者割当により当行F種優先株式を発行(以下「本件第三者割当」といいます。) すること
- ② E種優先株式を取得(以下「本件取得」といいます。) すること
- ③ 資本金及び資本準備金の額の減少を行うこと
- ④ 2023年10月27日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、2023年11月13日を基準日として、同年12月下旬に開催する予定であった臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の日時及び場所並びに本臨時株主総会に本件第三者割当に係る議案(以下「本付議議案」といいます。)を上程すること

なお、本件第三者割当は、本臨時株主総会において本付議議案が承認されることを条件としており、 本件取得並びに資本金及び資本準備金の額の減少については、本件第三者割当の効力が生じること等が 条件となります。

記

# I. 第三者割当によるF種優先株式の発行について

#### 1. F種優先株式の概要

(1) 払込期日	2024年2月9日
(2) 発行新株式数	1,000,000株(上限)
(3)発行価額	1株につき 10,000円
(4)調達資金の額	10,000,000,000円(上限)
(5)募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
	割当予定先につきましては、決定次第、速やかに開示いたします。
(6) その他	詳細は別紙(株式会社豊和銀行F種優先株式発行要項)をご覧ください。
	F種優先株式の優先配当金は年率 1.85%としており、F種優先株主は普通株主に優先して配当を受け取ることができます。
	F種優先株式の配当につき、非累積・非参加条項を定めております。
	株主総会の議決権はありません。
	2029 年 2 月 10 日以降、当行取締役会が別に定める日が到来した ときは、金銭を対価として当行が F 種優先株式の全部又は一部を

取得できる旨の取得条項が付されています。

また、2034年2月10日には、普通株式を対価として当行がF種優先株式の全てを取得する(以下「一斉取得」といいます。)旨の取得条項が付されています。

上記各号については、①本件第三者割当に係る金融商品取引法に 基づく届出の効力が生じていること、及び②本臨時株主総会にお いて本付議議案が承認されることを条件としています。

(注)発行新株式数及び調達資金の額は、2023年12月26日に最終的に決定される予定です。

### 2. 募集の目的及び理由

3年に及ぶコロナ禍の影響による飲食業や宿泊業等のお取引先の財務内容の悪化に加え、その後の原材料価格やエネルギー価格の高騰、人材不足等の影響により幅広い業種のお取引先の財務内容の悪化が進んでおります。加えて、2020年5月に取扱いが開始された実質無利子・無担保融資(ゼロゼロ融資)の利払開始や元本返済の本格化により、お取引先の資金繰りに対する不安も高まっております。

そのような状況を踏まえ、「地域への徹底支援による地元経済の活性化」を基本方針に掲げ、地元中小企業・小規模事業者の経営改善を支援する使命を担っている当行としては、地域金融機関として地元中小企業・小規模事業者に対する持続的な金融仲介機能の発揮及び経営改善支援に一層注力するため、当行の経営基盤の強化を図る必要があると考えております。

一方、2017年4月に当行が発行したE種優先株式には、金銭を対価とする取得条項が付されており、2024年4月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときには、法律上可能な範囲で、E種優先株式の全部又は一部を取得できます。当行は、これまで、E種優先株式の償還を含めた新たな資本政策について検討を進めてまいりましたが、上記の課題を解決するに当たっては、E種優先株式を償還するとともに、F種優先株式を第三者割当の方法により発行することが適切であると判断いたしました。

本件第三者割当による調達資金の上限は100億円ですが、下記「3.(2)調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載の通り、手取金のうち約80億円については、E種優先株式の償還資金に充当する予定です。F種優先株式を発行し、その手取金の一部を2024年2月9日にE種優先株主との合意によるE種優先株式の償還資金に充当し、かかる合意による取得では発行済E種優先株式全てが償還できなかった場合には2024年4月1日に金銭を対価とする取得条項の行使によるE種優先株式の償還資金に充当することで、当行の自己資本を維持・増強することができます。

また、本件第三者割当によって、上記のE種優先株式の償還資金である約80億円を上回る金額(100億円(上限))のF種優先株式を発行することとしておりますが、これは、前述した通り、地域金融機関として地元中小企業・小規模事業者に対する持続的な金融仲介機能の発揮及び経営改善支援に更に注力するため、より一層の資本の上積みによる、当行の経営基盤の強化を図ることを企図したものです。さらに、下記「3.(2)調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載の通り、当該手取金の残額(約19億円)については、貸出金等に充当する予定であり、これにより、地域のお取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務をより一層果たすことができると考えております。

上記に加えて、資金調達方法の選択という観点からは、本件第三者割当により調達が必要となる金額に鑑みると、当行株主構成への影響、さらには希薄化に伴う既存株主の権利等への影響を極力回避するために、即時の議決権の希薄化を伴う普通株式の公募増資等ではなく、株主総会における議決権を有しないF種優先株式の第三者割当が資金調達方法として適当であると判断したものであります。この点について、F種優先株式は普通株式を対価とする取得条項が付与された議決権の

ない転換型優先株式でありますが、F種優先株式に係る一斉取得日は、発行から 10 年後に設定されているため、普通株式に係る希薄化が直ちに生じることはありません。また、F種優先株式は、発行から5年後以降に当行の選択によって行使が可能となる金銭を対価とする取得条項が付与されているため、かかる金銭対価の取得条項が行使される範囲では、F種優先株式が普通株式に転換されることはなく、普通株式に係る希薄化は生じません。当行は、着実な剰余金の積み上げを図り、当該行使可能日以降、金銭を対価とするF種優先株式の取得を実施することで、普通株式への転換を極力回避したいと考えております。

以上のように総合的に検討した結果、当行はF種優先株式の第三者割当を選択したものであります。

## 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1)調達する資金の額(差引手取概算額)(予定)

払込金額の総額 10,00

発行諸費用の概算額

10,000,000,000 円

63,000,000 円

差引手取概算額

9,937,000,000 円

※ 払込金額の総額は、本件第三者割当によりF種優先株式に係る発行新株式数の上限である 1,000,000 株が発行された場合の額であり、払込金額の総額は 2023 年 12 月 26 日 (火) に 最終的に決定する予定です。

発行諸費用の概算額は、登録免許税、F種優先株式の価値算定費用、弁護士費用、フィナンシャル・アドバイザリー費用を見込んでおります。

発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。

# (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

F種優先株式の発行により調達した差引手取概算額上限 9,937,000,000 円のうち、7,997,000,000 円については、2024年2月9日にE種優先株主との合意によるE種優先株式の償還資金に充当し、かかる合意による取得では発行済E種優先株式全てが償還できなかった場合には 2024年4月1日に金銭を対価とする取得条項の行使によるE種優先株式の償還資金に充当します。その残額については払込期日以降に貸出金等に充当する予定であり、これにより、地域のお取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務をより一層果たすことができると考えております。

# 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当行は、E種優先株式の償還を含めた新たな資本政策について検討を進めてまいりましたが、上記「2.募集の目的及び理由」に記載の通り、E種優先株式を償還するとともに、F種優先株式を 第三者割当の方法により発行することが適切であると判断しています。

上記「3.(2)調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載の通り、本件第三者割当による手取金のうち約80億円については、2024年2月9日にE種優先株主との合意によるE種優先株式の償還資金に充当し、かかる合意による取得では発行済E種優先株式全てが償還できなかった場合には2024年4月1日に金銭を対価とする取得条項の行使によるE種優先株式の償還資金に充当します。そして、その残額については払込期日以降に貸出金等に充当する予定であり、これにより、地域のお取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務をより一層果たすことができると考えております。

このように、本件第三者割当によって、自己資本の維持・増強及び経営基盤の強化が図られ、地元中小企業・小規模事業者に対する持続的な金融仲介機能の発揮及び経営改善支援に一層注力し、

上述した地域金融機関としての責務を果たすことができること、さらにはその結果として当行の収益基盤の向上につながることから、資金使途について十分な合理性があるものと判断いたしました。

# 5. 発行条件等の合理性

# (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当行は、F種優先株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、優先株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当行から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(代表者:山本 顕三、住所:東京都港区元赤坂一丁目1番8号)(以下「独立算定機関」といいます。)にF種優先株式の株式価値の算定を依頼いたしました。F種優先株式の優先配当金の額の決定に際して、独立算定機関は、一定の前提に基づき、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項モデルを用いて価値算定を実施し、本日付で、当行はF種優先株式の理論的価値に係る株式価値算定書を取得しております。

当行は、F種優先株式の優先配当金の額の決定にあたってはF種優先株式の発行条件及び払込金額が公正な水準となるよう、上記株式価値算定書におけるF種優先株式の理論的価値評価のレンジである1株当たり9,801円~10,061円に加えて、当行が現在置かれた事業環境・財務状況及びわが国の金融・経済状況等についても総合的に勘案の上、10,000円をF種優先株式の1株当たりの払込金額とすることを決定いたしました。さらに、客観的な市場価格の無い優先株式の公正価値については、その計算が高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方がありうることから、株主の皆様のご理解を得るため、会社法第199条第2項及び第3項並びに第201条第1項に基づき、本臨時株主総会における特別決議による承認を得ることを条件として、F種優先株式を発行することといたしました。

# (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当行は、F種優先株式を1,000,000 株発行することにより、総額100億円(上限)を調達いたしますが、上記「2.募集の目的及び理由」に記載の通り、本件第三者割当は当行の自己資本の維持・増強を目的としており、そのために必要となる調達金額であること、また、前述の資金使途及びそれが合理性を有していることに照らしますと、F種優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、F種優先株式は、普通株式を対価とする取得条項(一斉取得条項)が付与された議決 権のない転換型優先株式でありますが、F種優先株式に係る一斉取得日は、発行から 10 年後に 設定されているため、普通株式に係る希薄化が直ちに生じることはありません(F種優先株式 には普通株式を対価とする取得請求権(転換請求権)は付されていません。)。当行は、着実な 剰余金の積み上げを図り、2029 年2月 10 日以降、金銭を対価とするF種優先株式の取得を実 施することで、普通株式への転換を極力回避したいと考えております。もっとも、仮に当該一 斉取得条項が行使された場合には、当行はF種優先株式の取得と引換えに、取得の対象となっ たF種優先株式の数にF種優先株式の払込金額相当額(1株当たり10,000円)を乗じた額を一 斉取得価額で除した数の普通株式を交付することとなります。一斉取得価額は、一斉取得日に 先立つ 20 取引日目に始まる 15 連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の証券会員制法人 福岡証券取引所(以下「福岡証券取引所」といいます。)における当行普通株式の毎日の終値の 平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とな りますが、下限取得価額を下限とします。下限取得価額は305円であり、これは本件第三者割 当の発行決議日の前営業日の当行普通株式の終値の約 60%を基礎として設定された金額とな ります。かかる下限取得価額の設定は、他の地方銀行における同種の強制転換型優先株式の商 品性の設計や、後述するように、下限取得価額で普通株式に転換された場合における当行にお ける希薄化の規模等を総合的に勘案して決定しております。

そして、本件第三者割当によりF種優先株式に係る発行新株式数の上限である1,000,000 株が発行され、かつ、発行されるF種優先株式の全部について、下限取得価額である305 円により一斉取得条項が行使されたと仮定すると、F種優先株式の最大の希薄化率(本件第三者割当に係る募集事項の決定前における発行済株式に係る総議決権58,355 個に対するF種優先株式が下限取得価額305円により普通株式に転換された場合に交付される普通株式に係る議決権数327,868 個の比率)は約562%となります。

しかしながら、前述した通り、(i) F種優先株式に係る一斉取得日は発行から 10 年後に設定されており、また、転換請求権は付されていないため、普通株式に係る希薄化が直ちに生じることはないこと、(ii) 普通株式を対価とする一斉取得条項には下限取得価額が設定されており、一斉取得条項が行使された場合でも、普通株式に係る希薄化には上限があること、(iii) 発行から5年後以降に当行の選択によって行使が可能となる金銭を対価とする取得条項が付与されているため、かかる金銭対価の取得条項が行使される範囲では、F種優先株式が普通株式に転換されることはなく、普通株式に係る希薄化は生じないこと、(iv) 当行は、着実な剰余金の積み上げを図り、2029年2月10日以降、金銭を対価とするF種優先株式の取得を実施することで、普通株式への転換を極力回避したいと考えていることからすれば、希薄化によって既存株主に生じ得る影響は限定的と考えております。

なお、希薄化率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定は、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると福岡証券取引所が認める場合に該当するとして、当該第三者割当の目的、割当対象者の属性、発行可能株式総数の変更に係る手続の実施状況その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと福岡証券取引所が認める場合を除き、上場廃止基準に該当するとされております(福岡証券取引所における株券上場廃止基準の取扱い1. (15) f、g)。

当行といたしましては、F種優先株式の発行に伴う希薄化により既存株主に生じ得る影響は限定的と思われることに加えて、前述した通り、F種優先株式の調達金額に合理性があることにも鑑みると、F種優先株式の発行により生じ得る希薄化の規模は合理的であると判断しており、また、F種優先株式の発行について、本臨時株主総会への付議により、株主の承認を得た上で適法に手続が遂行される予定であること等を踏まえ、株主及び投資者の利益を侵害するおそれの少ない場合として、上場廃止基準に該当しないものと考えております。

# 6. 割当予定先の選定理由等

本件第三者割当においては、当行のE種優先株主様のほか、当行の地元のお取引先等を対象に引受けを依頼する方針であり、ご依頼先は、通常の第三者割当に比べ相当程度広範なものとなる見込みです。かかる状況を踏まえ、当行は有価証券届出書の提出後に割当予定先との間で本件第三者割当に関する交渉を開始し、引受けにご協力を得られた方々に割り当てることとしましたので、割当予定先及び各割当予定先の割当株式数については、本日時点では未定となっております。

今後、割当予定先が決定次第、速やかに開示いたします。なお、当行による依頼及び割当予 定先との間の交渉等を経て、割当予定先は2023年12月26日に決定する予定です。

## 7. 募集後の大株主及び持株比率

### (1) 普诵株式

募集前(2023年9月30日現在)		募集後
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	5.67%	
豊和銀行従業員持株会	5. 24%	

株式会社福岡銀行	4. 41%
株式会社みずほ銀行	3.51%
株式会社西日本シティ銀行	2.46%
株式会社福岡中央銀行	2.21%
株式会社南日本銀行	2. 10%
株式会社宮崎太陽銀行	2.09%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2.04%
九州総合信用株式会社	1.96%

同左

# (2) F種優先株式

募集前	募集後
該当なし	未定

# 8. 今後の見通し

本件第三者割当による業績に与える直接的な影響はございません。本件第三者割当を実施することにより、当行は自己資本の維持・増強及び経営基盤の強化を実現し、地元中小企業・小規模事業者のお客さまへの経営改善支援により一層取り組むことにより収益基盤を向上させるとともに、企業価値の向上を図ることができると考えております。

# 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、潜在的な希薄化率が25%以上となる大規模な水準となることから、福岡証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第2条に規定される独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続を要します。そこで当行は、本臨時株主総会における特別決議による承認を得ることを条件として、F種優先株式を発行することといたしました。

# 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(単位:百万円。特記しているものを除く。)

				2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
経	常	収	益	9, 980	9, 645	9, 886
経	常	利	益	803	959	1. 456
当	期	純 利	益	995	848	1, 302
1株当たり当期純利益金額(円)			(円)	107. 94	82. 73	159. 62
				普通株式 10.00	普通株式 10.00	普通株式 10.00
1株当たり配当金(円)		B種優先株式 8.00	B種優先株式 8.00	B種優先株式 8.00		
		D種優先株式 109.60	D種優先株式 110.60	D種優先株式 111.00		
				E種優先株式 200.00	E種優先株式 200.00	E種優先株式 200.00
1 株	当たり紅	資産額(	(円)	770. 17	789. 13	814. 03

## (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2023年9月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	普通株式 5,944,490 株	100.00%
	B種優先株式 3,000,000 株	- (注2)
	D種優先株式 1,600,000 株	- (注2)
	E種優先株式 799,700 株	- (注2)
	(注1)	
現時点の転換価額(行使価	B種優先株式 8,571,428 株	144. 19%
額)における潜在株式数	D種優先株式 17,699,115 株	297.74%
	(注3)	
下限値の転換価額(行使価	B種優先株式 12,244,897株	205. 99%
額)における潜在株式数	D種優先株式 17,699,115 株	297. 74%
	(注4)	
上限値の転換価額(行使価	_	_
額)における潜在株式数		

- (注) 1 下記「II. E種優先株式(自己株式)の取得について」の通り、E種優先株式は2024年4月 1日までに償還される予定であるため、「現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式 数」、「下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数」及び「上限値の転換価額(行使 価額)における潜在株式数」においてE種優先株式は考慮しておりません。
  - 2 B種優先株式、D種優先株式およびE種優先株式は議決権を有しないため、発行済株式数に 対する比率は記載しておりません。
  - 3 現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数につき、B 種優先株式に係る転換価額 (行 使価額) は 350 円 (2023 年 11 月 22 日現在)、D 種優先株式に係る転換価額 (行使価額) は 904 円 (2023 年 11 月 22 日現在) として計算しております。
  - 4 下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数につき、B 種優先株式に係る転換価額 (行 使価額) は 245 円 (2023 年 11 月 22 日現在)、D 種優先株式に係る転換価額 (行使価額) は 904 円 (2023 年 11 月 22 日現在) として計算しております。

# (3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

		2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
始	値	647	650	595
高	值	673	722	595
安	値	502	550	533
終	値	640	576	560

#### ②最近6ヶ月間の状況

		2023年6月	2023年7月	2023年8月	2023年9月	2023年10月	2023年11月
始	値	501	497	535	524	542	538
高	値	525	550	550	555	549	551
安	値	491	497	505	521	515	500
終	値	505	535	524	532	538	508

(注) 2023年11月の株価については、2023年11月21日現在で表示しております。

# ③発行決議日前営業日における株価

			2023年11月21日
始	値		505
高	値		508
安	値		505
終	値	_	508

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況 該当事項はありません。

# II. E種優先株主(自己株式)の取得について

#### 1. 取得の理由

「地域への徹底支援による地元経済の活性化」を基本方針に掲げ、地元中小企業・小規模事業者の経営改善に注力する使命を担っている当行としては、地域金融機関として地元中小企業・小規模事業者に対する持続的な金融仲介機能の発揮及び経営改善支援に一層注力するため、当行の経営基盤の強化を図る必要があると考えております。

F種優先株式を発行し、その手取金の一部を 2024 年 2 月 9 日にE種優先株主との合意によるE種優先株式の償還資金に充当し、かかる合意による取得では発行済E種優先株式全てが償還できなかった場合には 2024 年 4 月 1 日に金銭を対価とする取得条項の行使によるE種優先株式の償還資金に充当することで、当行の自己資本を維持・増強することができると考えています。

なお、取得したE種優先株式は全て消却する予定です。

(注) 本件取得については、上記「I. 第三者割当によるF種優先株式の発行について」記載のF 種優先株式の発行が行われ、かつ、下記「Ⅲ. 資本金及び資本準備金の額の減少について」 記載の資本金及び資本準備金の額の減少がなされることにより、取得時点において必要となる分配可能額が存在することが条件となるため、F種優先株式の発行が中止又は延期される場合には、本件取得についても中止又は延期されます。

# 2. 取得の内容

## (1) E種優先株主との合意によるE種優先株式の取得

(1) 取得対象株式の種類	株式会社豊和銀行 E種優先株式
(2) 取得対象株式の総数	799, 700 株(上限)
(3)株式の取得対価の内容	金銭
(4)取得価額	E種優先株式 1 株当たり 10, 172.603 円
	(注1) E種優先株式1株当たりの払込金額相当額に、経過
	E 種配当金相当額(以下に定義する。)を加えた額
	※「経過E種配当金相当額」とは、下記(8)記載の取得予
	定日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得予定日
	(同日を含む。) までの日数にE種優先配当金 (以下に定義す
	る。)の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満
	小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)をい
	う。ただし、取得予定日の属する事業年度においてE種優先
	株主又はE種優先登録株式質権者に対してE種優先中間配当
	金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
	※「E種優先配当金」とは、E種優先株式の払込金額相当額
	に、配当年率2%を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数
	第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)とする。
	(注2) 各E種優先株主に対する取得価額(上記1株当たり
	取得価額に各E種優先株主の所有株数を乗じた金額)は円位
	未満を四捨五入する。
(5) 取得価額の総額	8, 135, 030, 758 円(上限)
(6)取得期間	2023年11月24日から2024年2月9日
(7)株式の譲渡しの申込み	2024年1月26日
の期日	
(8)取得予定日	2024年2月9日

# (2) 金銭を対価とする取得条項の行使によるE種優先株式の取得

(1) 取得対象株式の種類	株式会社豊和銀行 E種優先株式
(2) 取得対象株式の総数	2024 年4月1日現在において当行に取得されていないE種
	優先株式の全て(799,700株 (上限))

(3) 取得価額	E種優先株式1株当たり10,000.548円
	(注1) E種優先株式1株当たりの払込金額相当額に、経過
	E種配当金相当額を加えた額
	(注2) 各E種優先株主に対する取得価額(上記1株当たり
	取得価額に各E種優先株主の所有株数を乗じた金額)は円位
	未満を四捨五入する。
(4) 取得価額の総額	7,997,438,181 円(上限)
(5) 取得日	2024年4月1日

# Ⅲ. 資本金及び資本準備金の額の減少について

## 1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

E種優先株式の償還に際して必要となる十分な分配可能額の確保を目的として、F種優先株式の発行と同時に資本金及び資本準備金の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることを予定しております。

なお、かかる資本金及び資本準備金の額の減少については、F種優先株式の発行の効力が生じる こと及び必要となる許認可等の効力発生を条件といたします。

# 2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

# (1)減少すべき資本金の額

4,000,000,000 円(但し、F種優先株式の発行により同時に増額する資本金の額がこれを下回る場合は、当該額)。なお、F種優先株式の発行と同時に、これにより増額する資本金の額を限度として行うものであるため、効力発生日後の資本金の額は同日前の資本金の額を下回ることはありません。

# (2)減少すべき資本準備金の額

3,997,000,000 円 (但し、F種優先株式の発行により同時に増額する資本準備金の額がこれを下回る場合は、当該額)。なお、F種優先株式の発行と同時に、これにより増額する資本準備金の額を限度として行うものであるため、効力発生日後の資本準備金の額は同日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

# (3) 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

#### (4) 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日 2023 年 11 月 22 日

債権者異議申述公告2023 年 12 月 25 日 (予定)債権者異議申述最終期日2024 年 1 月 25 日 (予定)効力発生日2024 年 2 月 9 日 (予定)

## (5) 今後の見通し

かかる資本金及び資本準備金の額の減少は、純資産の部の勘定科目間の振替処理であり、当行の業績予想に与える影響はありません。

# IV. 本臨時株主総会の日時及び場所並びに本付議議案について

- 1. 本臨時株主総会の日時及び場所について
  - (1) 日時 2023年12月22日(金曜日) 午前10時(開場 午前9時)
  - (2)場所 大分県大分市王子中町4番10号 当行本店8階会議室

# 2. 本付議議案について

議案 第三者割当によるF種優先株式発行の件

本付議議案の詳細につきましては、「I. 第三者割当によるF種優先株式の発行について」をご参照ください。

# (ご参考)今後の日程について

F種優先株式の発行、

2023年11月22日(本日)

2023年11月24日(予定)

2023年12月7日 (予定)

2023年12月22日(予定)

2023年12月25日 (予定)

2023年12月26日(予定)

2024年1月25日(予定)

2024年1月26日(予定)

2024年2月9日 (予定)

E種優先株式の取得、

資本金及び資本準備金の額の減少並びに

臨時株主総会招集等に関する

取締役会決議

株主との合意によるE種優先株式の取得申込開始

臨時投資主総会に係る招集通知の発送

臨時株主総会

債権者異議申述公告 F 種優先株式の割当予定先の決定

債権者異議申述最終期日

株主との合意によるE種優先株式の取得申込期日

F種優先株式払込完了

株主との合意によるE種優先株式の取得

資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生日

金銭を対価とする取得条項の行使によるE種優先 2024年4月1日 (予定)

株式の取得

以 上

本件に関する問合せ先 総合企画部 税所 TEL 097 (534) 2608

# 株式会社豊和銀行 F種優先株式発行要項

- 1. 募集株式の種類 株式会社豊和銀行F種優先株式(以下「F種優先株式」という。)
- 募集株式の数
  1,000,000 株
- 3. 募集株式の払込金額 1株につき10,000円(総額金10,000,000,000円)
- 4. 増加する資本金の額 1株につき 5,000円(総額金 5,000,000,000円)
- 5. 増加する資本準備金の額 1株につき 5,000円(総額金 5,000,000,000円)
- 6. 発行方法 第三者割当の方法による。
- 7. 申込期間 2024年1月12日(金曜日)から2024年2月7日(水曜日)まで
- 8. 払込期日 2024年2月9日(金曜日)
- 9. F種優先配当金
  - (1) F種優先配当金

当行は、定款第 35 条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種優先株式を有する株主(以下「F種優先株主」という。)又はF種優先株式の登録株式質権者(以下「F種優先登録株式質権者」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、F種優先株式1株につき、F種優先株式1株につき、F種優先株式1株につき、F種優先株式1株につき、F種優先株式1株につき、F種優先株式1株につき、F種優先株式1株につき、F種優先株式1株につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、配当年率1.85%(2024年3月31日に終了する事業年度に係る期末の剰余金の配当の場合は、配当年率1.85%に基づき払込期日から2024年3月31日までの間の日数(初日と最終日を含む。)につき1年を365日とする日割計算により算出される割合とする。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)(以下「F種優先配当金」という。)の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して第10項に定めるF種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

#### (2) 非累積条項

ある事業年度においてF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配 当の額がF種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

## (3) 非参加条項

F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、F種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

# 10. F種優先中間配当金

当行は、定款第36条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株につき、F種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「F種優先中間配当金」という。)を支払う。

#### 11. 残余財産

### (1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株につき、F種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、F種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記(3)に定める経過F種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

#### (2) 非参加条項

F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は 行わない。

# (3) 経過F種優先配当金相当額

F種優先株式1株当たりの経過F種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にF種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対してF種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

#### 12. 議決権

F種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。

## 13. 種類株主総会

法令に別段の定めがある場合を除き、当行が会社法第 322 条第1項各号に掲げる行為をする場合においても、F種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

## 14. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、2029年2月10日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、F種優先株式の全部又は一部を取得することができる。ただし、取締役会は、金融庁の事前の確認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかるF種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産をF種優先株主に対して交付するものとする。なお、F種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

# (2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、F種優先株式の取得と引換えに、F種優先株式1株につき、F種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、F種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過F種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第11項(3)に定める経過F種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過F種優先配当金相当額を計算する。

#### 15. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

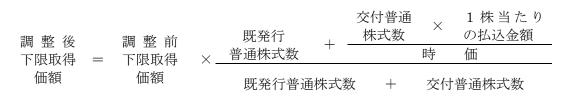
当行は、2034年2月10日(以下「一斉取得日」という。)をもって、一斉取得日までに当行に取得されていないF種優先株式の全てを取得する。この場合、当行は、かかるF種優先株式を取得するのと引換えに、各F種優先株主に対し、その有するF種優先株式数にF種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、F種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。F種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

# (2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ 20 取引日目に始まる 15 連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が 305 円(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額(ただし、下記(3)による調整を受ける。)とする。

#### (3) 下限取得価額の調整

イ. F種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に 定める算式(以下、「下限取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取 得価額を「調整後下限取得価額」という。)。下限取得価額調整式の計算については、円 位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。



(i) 下限取得価額調整式に使用する時価(下記ハ.(i)に定義する。以下同じ。)を下回る 払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合(無 償割当ての場合を含む。)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権 付株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3) において同じ。)その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、又は当行 の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しく は取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取 得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

#### (ii) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式 数を除く。)が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、 その基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 下限取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記: に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)及び(v)並びに下記ハ(iv)において同じ。)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は 割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、又は株主に取得請求権付株式 等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある 場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使さ れて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、 その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日) の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件 (本イ.又はn.と類似する希薄化防止のための調整を除く。) が付されている場合で、 当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修 正価額」という。)が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正 価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調 整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる下限取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)又は(b)の場合に応じて、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前下限取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv) による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv) による調整が行われている場合

調整係数は、上記(iii)又は本(iv)による調整を行う直前の下限取得価額を 当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(v) 取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される時価を下回 る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)又は(iv)による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記はに定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- p. 上記イ. (i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。
- ハ. (i) 下限取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ 5連続取引日の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、

平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本(3)に準じて調整する。

- (ii) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を 適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。
- (iii)下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.及びロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)又は(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- (iv) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.(ii)及び(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額(ただし、(iv)の場合は修正価額)とする。
- こ. 上記イ.(iii)ないし(v)及び上記/.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は 取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行 使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して 当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財 産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除し た金額をいう。
- ホ. 上記イ. (v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- へ. 上記4.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記4.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後下限取得価額 と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、 これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要 とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整 前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円 位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。)を使用する。

# 16. 譲渡制限

- (1) F種優先株式を譲渡により取得することについては当行取締役会の承認を要する。
- (2) 当行取締役会は、F種優先株式の譲渡による取得について、当行取締役会が定める一定の基準に従って承認する権限を代表取締役に対して委任する。

## 17. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びF種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びF種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

## 18. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

19. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

以上